

# 藤岡市勤怠管理システム導入業務実施要領

## 1. 目的

本業務は、紙媒体やエクセルによる勤怠管理方法をシステム化することで、勤怠管理業務を効率化し、管理職を含めた適切な労働時間等の一元的、即時的かつ客観的な把握を可能にし、今後の多様な働き方へ対応できるよう基盤整備し、将来的な庶務事務業務を統合かつ効率的に支援できることを目的とする。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として特定する。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

藤岡市勤怠管理システム導入業務

### (2) 業務内容

「藤岡市勤怠管理システム導入業務仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

## 3. 提案上限額

本業務にかかる初期構築費 8,497 千円、賃貸借費及び保守費(運用開始から令和 10 年 3 月 31 日) 12,055 千円、合計額 20,552 千円以内とする(消費税および地方消費税を含む)。

※初期構築費の上限は 8,497 千円であり、初期構築費と賃貸借費及び保守費の合計額が 20,552 千円以内であれば、内訳の変更は可。

## 4. 履行期間

### (1) システム構築

契約締結の日からシステム構築終了まで(運用開始予定日は令和 6 年 1 月 1 日)

### (2) 運用・保守業務

運用開始日から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 5. スケジュール

項目	日程
公告・募集要領などの配布開始	令和 5 年 1 月 6 日(金曜)
質問書の受付締切	令和 5 年 1 月 20 日(金曜)
質問書に対する回答期限	令和 5 年 1 月 27 日(金曜)
参加表明書提出期限	令和 5 年 2 月 3 日(金曜)
企画提案書・見積書提出期限	令和 5 年 2 月 17 日(金曜)
1 次審査	令和 5 年 2 月 24 日(金曜)～3 月 9 日(木曜)
1 次審査結果通知	令和 5 年 3 月 10 日(金曜)
2 次審査(プレゼンテーション)	令和 5 年 3 月 20 日(月曜)

最終審査結果の公表・通知	令和 5 年 3 月 27 日（月曜）
契約締結	令和 5 年 4 月 1 日（土曜）

## 6. 参加資格

公告日現在、藤岡市入札参加資格を有する者で、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。
- (3) 市が定める契約事務等における暴力団等の排除に関する項目に基づく除外措置を受けていないこと。
- (4) 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、国の機関又は他の自治体、従業員数 1,000 人以上の企業又は団体において本業務と同種又は類似業務の受託実績を 50 者以上有するシステムを提供できること。

## 7. 質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

- (ア) 提出期限 令和 5 年 1 月 20 日（金曜）午後 5 時
- (イ) 提出書類 質問書（様式 1）
- (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること

### (2) 質問への回答

- (ア) 回答期限 令和 5 年 1 月 27 日（金曜）午後 5 時
- (イ) 回答方法 藤岡市ホームページで回答する

## 8. 参加表明書の提出

### (1) 提出期限

令和 5 年 2 月 3 日（金曜）午後 5 時

### (2) 提出書類（各 1 部）

- (ア) 参加表明書（様式 2）
- (イ) 会社概要書（様式 3）
- (ウ) 導入実績書（様式 4）

### (3) 提出方法

持参、郵送またはメール。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

## 9. 企画提案書・見積書などの提出

### (1) 提出期限

令和 5 年 2 月 17 日（金曜）午後 5 時

### (2) 提出書類

- (ア) 企画提案書（任意の様式） 正本 1 部、副本 6 部

- (イ) システム機能要件一覧 (別紙) 正本 1 部、副本 6 部  
 (ウ) 企画提案書電子データ (CD-R または DVD-R) 1 枚  
 (エ) 見積書 (任意の様式) 正本 1 部、副本 6 部

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

企画提案書は、概ね下記の項目番号に従い、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。企画提案書のページ数は 20 ページ以内とし、サイズは日本工業規格 A4 横型 (一部 A3 版資料折込使用可とし、1 ページ換算とする) とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、公共団体実績について、記述すること。 ①会社概要 ②受託実績
2	本業務に対する取り組み	本業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②提供体制 ③業務スケジュール
3	操作性・有効性	入力補助、警告メッセージ、画面遷移等において配慮されている点などについて記述すること。また、事務の効率化等に関して記述すること。
4	集計機能	集計項目の多様性、EUC による拡張性、データ加工への融通性等について記述すること。
5	拡張性	他社システム (人事給与、財務会計) との連携の可能性、自社システムへの拡張可能性、拡張時の優位性等について記述すること。
6	運用・保守方法	以下の内容について記述すること。 ①保守運用支援内容 ②制度改正対応 ③障害発生時の対応方法 ④災害発生時の対応方法
7	その他	

(イ) 見積書

本業務の一式についての見積りを提出すること。

構築業務費用、及び運用開始日から令和 10 年 3 月 31 日までのランニングコストのそれぞれの内訳がわかる見積書も提出すること (消費税および地方消費税を加算すること)。

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

## 10. 審査

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして二段階審査方式で実施し、審査方法は企画書評価点に基づき、本業務の整備事業者を審査する。審査基準は藤岡市勤怠管理システム導入業務プロポーザル選定基準のとおりとする。

### (1) 1次審査（書類審査）

1次審査は、会社概要、導入実績、企画提案書、機能要件一覧、見積書について審査して点数化し、評価点の上位3社程度を1次審査通過者とする。

### (2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

1次審査を通過した者を対象にプレゼンテーション、デモンストレーションおよび質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、プレゼンテーション、デモンストレーション審査においては、パワーポイントの使用を認める。

#### (ア) 実施日（予定）

令和5年3月20日（月曜）45分間

会場等の詳細については、1次審査結果とともに、通過者に文書にて通知する。

#### (イ) 使用機材

プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。（持参も可とする）

#### (ウ) 時間配分

プレゼンテーションおよびデモンストレーション 30分間、質疑応答 15分間

## 11. 受託業者の選定

### (ア) 受託業者の選定

受託業者は、1次審査および2次審査の評価点の合計点が最も高い者とする。評価点の合計点が最も高い者が2者以上ある場合は、提案額の低いものを上位とする。なお、提案額が同じ場合は、くじにより順位を決定する。

最終選考結果通知最終選考結果は、藤岡市ホームページ上で公開し、各社宛てに文書で通知する。

### (イ) その他

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

## 12. その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。
- (3) 参加表明書を提出後に参加の辞退をする場合には、「参加辞退届」を提出すること。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (5) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

- (ア) 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
  - (イ) 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
  - (ウ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
  - (エ) その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

### 1 3. 担当窓口

藤岡市役所 総務部 職員課 担当者名:飯塚・堀口

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須327

電話:0274-40-2226 FAX:0274-24-3252

メール:syokuin@city.fujioka.gunma.jp